

年	組	名前
---	---	----

令和2年4月号



こうつうあんぜん  
交通安全テスト (3・4年生用)



正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

① 歩道がない道路を歩くときは、道路の左端を歩かなければならない。




② 自転車で走行中、ブレーキを掛けるときは、先に右(前輪)のブレーキを掛けた方がよい。



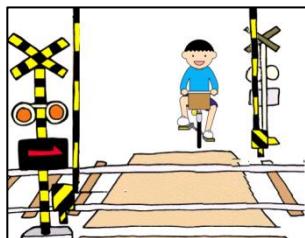

③ 自転車で走行中、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されているときは、その信号に従って横断する。




④ 自転車に乗っているときに、「止まれ」の標識がある交差点があつたが、あまり車が通らない所なので自転車のスピードを落として渡つた。




⑤ 踏切を渡る時は、手前で安全確認をして、自転車を押して渡つた方がよい。



# 交通安全テスト

令和2年4月号

## 解答・解説 (3・4年生用)

### ① 歩道がない道路を歩くときは、道路の左端を歩かなければならない。【×】

A：歩行者は右側通行が原則です。歩道も路側帯もない道路では、道路の右側端を歩きましょう。ただし、道路工事をしている等、右側端を通行することが危険である場合は道路の左側端に寄って通行することができます。

#### ● 道路交通法第10条第1項（通行区分（抜粋））

歩行者は、歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄って通行しなければならない。ただし、道路の右側端を通行することが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端に寄って通行することができます。

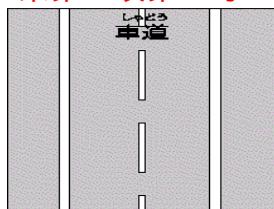
#### ● 交通の方法に関する教則 第2章第2節（歩行者の通るところ（抜粋））

3 歩道も幅の十分な路側帯もない道路では、歩行者は道路の右端を通らなければなりません。しかし、右端を通ると横断を繰り返すことになってかえって危険な場合などは左端を通ることができます。

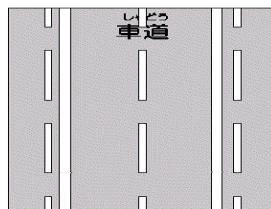
#### ＜指導のポイント＞

歩行者は歩道又は路側帯を通行しましょう。

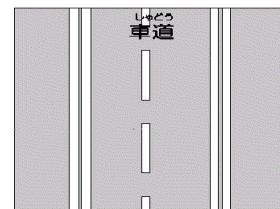
- 歩道～歩行者の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する工作物によって区画された道路の部分をいう。（道路交通法第2条第1項第2号）
- 路側帯～歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう。（道路交通法第2条第1項第3号の4）



路側帯(白い1本線)



駐停車禁止路側帯



歩行者用路側帯

(白い2本線)

### ② 自転車で走行中、ブレーキを掛けるときは、先に右（前輪）のブレーキを掛けた方がよい。【×】

A：先に左（後輪）のブレーキを掛けましょう。

#### ● 交通の方法に関する教則 第3章第1節4（自転車の正しい乗り方（抜粋））

(5) 停止するときは、安全を確かめた後、早めに停止の合図を行い、まず静かに後輪ブレーキをかけて十分速度を落としながら道路の左端に沿って停止し、左側に降りましょう。

#### ＜指導のポイント＞

一般用自転車のほとんどが右ブレーキは前輪、左ブレーキは後輪となっていますので、ブレーキを掛けるときは左（後輪）から掛けましょう。

（※JIS規格でブレーキレバーの配置は定められています。）

もし先に右のブレーキを強くかけると前輪がロック（回転が止まる）され、その勢いで後輪が浮いてしまうこともあります、バランスを崩し大変危険です。

### ③ 自転車で走行中、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されているときは、その信号に従って横断する。【○】

A : 歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されているときは歩行者用信号機に従わなければなりません。

- 道路交通法第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならぬ。

- 道路交通法施行令第2条第4項

公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者及び自転車に対して意味を表示するものである旨を内閣府令（道路交通法施行規則第3条の2（信号の表示））で定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次の表の上欄に掲げる信号の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

人の形の記号を有する赤色の灯火	人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	人の形の記号を有する青色の灯火
1 省略	1 省略	1 省略
2 自転車は、道路の横断を始め、又は停止位置を越えて進行してはならないこと。	2 自転車は、道路の横断を始めてはならず、また、当該信号が表示された時において停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除き、停止位置を越えて進行してはならないこと。	2 自転車は、直進をし、又は左折することができること。
3 省略		
4 省略		

- 交通の方法に関する教則 第1章第2節1（信号の意味（抜粋））

(3) 人の形の記号のある信号は、歩行者と横断歩道を進行する普通自転車に対するものですが、その他の自転車もその信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。

- 交通の方法に関する教則 第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））

(1) 信号が青になってから横断しましょう。

なお、「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場合や横断歩道を進行する場合は、歩行者用信号機の信号に従わなければなりません。

#### ＜指導のポイント＞

自転車は、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と書かれた表示板が設置されている所では、自転車は当該歩行者用信号に従わなければなりません。

④ 自転車を乗っているときに、「止まれ」の標識がある交差点があつたが、あまり車が通らない所なので自転車のスピードを落として渡つた。【×】

A : 自転車も止まらなければならない。

- 道路交通法第43条（指定場所における一時停止（抜粋））

車両等は、交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあっては、交差点の直前）で一時停止しなければならない。

- 交通の方法に関する教則 第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））

(2) 信号機などによる交通整理の行われていない交差点に入るときは、次のことに注意しましょう。

ア 「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。

イ 交差点に入るときは、交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通りましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。

＜指導のポイント＞

自転車は車の仲間ですので、一時停止「止まれ」の標識がある交差点では必ず一時停止をしなければなりません。

徐行は一時停止とは言えません。必ず止まって、車が来ていないことを確認してから進みましょう。

⑤ 踏切を渡る時は、手前で安全確認をして、自転車を押して渡った方がよい。【○】

A : 踏切では自転車を押して渡るようにしましょう。

● 道路交通法第33条第1項（踏切の通過（抜粋））

車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前（道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。）で停止し、かつ、安全であることを確認した後でなければ進行してはならない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

(6) 踏切では、一時停止をし、安全を確かめなければなりません。踏切では、自転車を押して渡るようにしましょう。

＜指導のポイント＞

踏切では渡る前に必ず、一時停止をして安全確認をし、自転車から降りて押して渡るようにしましょう。

また、踏切の警報器が鳴っているときや遮断機が降り始めてからは踏切に入ってはいけません。